

戦没者などのご遺族の皆さんへ

第10回特別弔慰金の申請はお早めに

平成27年4月1日から、第10回特別弔慰金の申請を受け付けています。請求を希望される方は、平成30年4月2日までに申請をお願いします。

▶特別弔慰金とは

戦後70周年に当たり、戦没者などのご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に、国としてあらためて弔慰の意を表するものです。

第10回特別弔慰金は、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

▶支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給。

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者の子

3 戦没者などの ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計を同一にしていたことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上生計を同一にしていた方に限ります。

▶支給内容/額面25万円、5年償還の記名国債

▶請求期間/平成30年4月2日(月)まで

請求期間を過ぎると、第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

※平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受け付けを開始する予定です。

請求・問い合わせ先/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

臨時福祉給付金を支給

平成26年4月に実施された消費税率の引き上げに伴う所得の少ない方への影響緩和を目的として、臨時福祉給付金(経済対策分)が支給されます。

▶支給対象者/平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者の方

※平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者とは、平成28年度分の住民税が課税されていない方です。ただし、課税者の扶養親族になっている方や、生活保護などの受給者を除きます。

▶支給額/対象者1人につき15,000円

▶受給手続き/受給には、平成28年1月1日時点で住民登録していた市町村への申請が必要です。対象者の方には、4月下旬ころに申請書を郵送しますので、受給を希望される方は、4月25日(火)～7月25日(火)までの間に申請してください。

※申請書や受付期間などは、市町村ごとに異なります。弟子屈町以外が申請先となる場合は、該当市町村にご確認ください。

問い合わせ先/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

福祉の助成制度が変わります

今年度から、これまでの福祉に係る4つの助成制度を再編・統合して「(新)福祉灯油等購入助成」に変わります。新制度では生活支援対策に重点を置き、真に経済的支援を必要とする世帯への給付を手厚くします。このため給付対象要件が変わり、これまでいずれかの助成を受けていた方でも所得の状況によっては支給の対象とならない場合もありますのでご注意ください。

申請の受け付けは10月2日(月)から開始します。

これまでの制度			
福祉灯油等購入助成	高齢者バス・ハイヤー料金および燃料費助成	水道料金助成	重度心身障がい者交通費助成
住民税非課税世帯	所得要件なし	所得要件なし	所得要件なし

再編・統合

(新)福祉灯油等購入助成

▶目的/高齢者などの低所得世帯に対し、生活費の一部を助成することにより、世帯の負担軽減を図る。

▶対象者/住民税非課税世帯で次の要件に該当する方

- ①70歳以上の高齢者の方のみの世帯
- ②重度の身体・知的・精神障がいがある方がいる世帯
- ③ひとり親世帯

▶給付方法/現金

▶給付内容/基準額・1世帯当たり 10,000円 加算額・対象者1人当たり 5,000円

問い合わせ先/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

後期高齢者医療保険料の軽減を見直し

① 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が見直されました。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数) ※26.5万円→27万円へ変更	5割軽減
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数) ※48万円→49万円へ変更	2割軽減

② 保険料所得割軽減の割合が見直されました。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減 ※5割軽減→2割軽減へ変更

③ 保険料所得割軽減の割合が見直されました。

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方 ※社会保険などの扶養者	かかりません	7割軽減 ※9割軽減→7割軽減へ変更

※所得状況により均等割軽減が9割または8.5割に該当する場合があります。

問い合わせ先/役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)